

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については給料、通勤手当及び賞与とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター職員給与規程（平成19年規程第〇〇号。）及び地方独立行政法人岡山県精神科医療センター非常勤職員給与規程（平成19年規程第〇〇号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当は支給しない。

（支給日）

第3条 報酬の支給日は、職員の例による。

（給料）

第4条 常勤役員の給料の額は、次の表のとおりとする。

区分	給料の額（月額）
理事長	990,000円
副理事長	550,000円から750,000円の範囲内で理事長が定める額
常務理事	400,000円から500,000円の範囲内で理事長が定める額

（通勤手当）

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

（賞与）

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基準日現在において受けるべき給料の月額に6月に支給する場合においては100分の212.5を乗じて得た額に、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第119条第2項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 賞与の額を定めるに当たっては、岡山県地方独立法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを減額することができるものとする。

4 賞与に係る在職期間には、岡山県職員が法人の求めに応じて退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の岡山県職員としての在職期間を含むものとする。ただし、岡山県職員の定年等に関する条例（昭和59年岡山県条例第16号）の規定による定年による退職の後、引き続き法人の役員となった者は、この限りでない。

5 賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

（非常勤役員手当）

第7条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を

支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前条第3項に規定する場合にあっては、職員の例による。

(端数処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(退職手当)

第12条 常勤の役員の退職手当の額は、勤務1年につき給料の月額 $\frac{100}{100}$ とし、岡山県地方独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して $\frac{100}{10}$ 以内の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとし、予算において定める。この場合における算定の基礎となる勤続期間の計算は、当該役員となった日の属する月から退職した日の属する月までとする。

2 岡山県職員が法人の求めに応じて退職し、その退職の翌日から法人の役員となった場合であって、当該役員の任期が満了し、当該役員を退任し、引き続き岡山県職員となったときは、当該役員(岡山県職員)には退職手当を支給しない。

3 退職手当の支給は、その全額を、現金で、直接に支払わなければならない。ただし、本人からの申し出により、第8条及び第9条の規定の例により、支払うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(特例)

2 第4条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における理事長及び常務理事の給与の額は、それぞれ同条に定める額から $\frac{100}{6}$ に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。次項において同じ。)を減じた額とする。

3 第6条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における基準日に係る理事長及び常務理事の賞与の額は、それぞれ当該基準日に係る同条に定める額から、 $\frac{100}{6}$ に相当する額を減じた額とする。